令和6年度

償却資産(固定資産税) 申告の手引

令和6年度の償却資産申告をしていただく時期になりましたので、ご案内いたします。 地方税法第383条の規定により、償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日(賦課期日) 現在での所有状況を申告していただく義務がありますので、この手引を参照して申告書等 を作成していただき、期限までにご提出ください。

令和6年1月31

郵送の場合は令和6年1月31日(水)必着

- ※期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、令和6年1月15日(月) までの提出にご協力ください。
- ※期限を過ぎてからの提出となった場合、翌年度にお送りする納税通知書への 申告内容の反映が間に合わない可能性があります。

【提出先・問い合わせ先】

T315-8640

茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市役所 財務部 税務課 償却資産担当

電話番号 0299-23-1111 (内線 7089)

FAX番号 0299-23-2225

- ●資産の増減がない場合や、該当資産がない場合、償却資産の課税標準額が 150 万円(免税 点) 未満の場合でも申告が必要です。また、廃業や市外に転出された場合も申告が必要です ので、申告書の備考欄にその旨を記載して申告してください。
- ●郵送で申告される方で控えの返送を希望される方は、料金相当分の切手を貼った返信用封筒 を同封してください。**返信用封筒が同封されていない場合は返送いたしません**ので、ご了承 ください。
- ●種類別明細書等が不足する場合は、石岡市役所税務課償却資産担当まで ご請求いただくか、石岡市ホームページ(右記 QR コード)からダウン ロードしてご使用ください。



※当市では申告書等の AI-OCR 読取を進めております。 ダウンロードした 申告書・明細書のご利用、印字されたものの提出にご協力をお願いいた します。

【関連書類掲載先】石岡市ホームページのトップページから、下記のとおり進んでください

くらし・手続

固定資産税

令和6年度償却資産申告のご案内



茨城県石岡市役所財務部税務課

【 目 次 】

1. 償却資産について
(1) 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 償却資産の申告について
(1) 申告が必要な方・・・・・・・・・・・・・・3(2) 申告の方法と必要書類・・・・・・・・・・・・・
3. 償却資産の評価及び課税について
(1)評価額の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4. 申告書の書き方
(1) 償却資産申告書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方・・・・・・(3) 種類別明細書(減少資産用)の書き方・・・・・・・
5. マイナンバーの記載について
(1)本人確認資料の添付について・・・・・・・・・・・11
6. 国税(法人税・所得税)との主な相違点・・・・・・12
7. 償却資産申告 Q&A・・・・・・・・・・ 1 3

1. 償却資産について

(1) 償却資産とは

土地及び家屋以外の**事業の用に供することができる資産**で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいいます。

例えば、会社や個人で工場や商店を経営している方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品等は償却資産に該当し、土地や家屋と同じように固定資産税が課されます。

(2) 償却資産の種類

資産の種類			主な資産の例							
1	構築物	構築物	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等							
		建物附属設備	受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備、							
			賃貸家屋における特定附帯設備等							
2	機械及び	装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械等							
3	船舶		ボート、釣船、遊覧船等							
4	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等							
5	車両及び	運搬具	クレーン車・フォークリフト等の大型特殊自動車							
			(ナンバープレートの分類番号が 0、00∼09 及び 000∼099							
			の車両)							
			ブルドーザー等の建設機械(ナンバープレートの分類番号が9、							
			90~99 及び 900~999 の車両)							
			構內運搬車等							
6	工具、器	具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板、医療機器、測定工具、金型、理容							
			及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、							
			自動販売機等							

※令和6年1月1日現在で事業の用に供することができる資産であれば、<u>次のような資産も申告</u> 対象となりますので、注意してください。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済み資産
- ② 遊休資産(現在使用を休止しているが、いつでも使用できる状態の資産)
- ③ 未稼働資産(既に完成しているが、使用を開始していない資産)
- ④ 改良費(税務会計上の資本的支出に該当するもの)
- ⑤ 家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの
- ⑥ 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上、固定資産勘定に資産計上されている資産
- ⑦ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

- ⑧ リース資産であっても契約の内容が割賦販売と同様である資産
- ⑨ 国税所得計算において減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産
- ⑩ 家屋の所有者と異なる者が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産 (例)内装設備・内部配線設備・改装工事費・LAN設備・配電配線設備 等

(3) 業種別の主な償却資産(例)

業種別	資産の名称
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、 看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、LAN 設備等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト (軽自動車税の対象となっているものを除く。)、大型特殊自動車等
娯 楽 業	パチンコ機、パチンコ機取付台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付きのものも含む。)等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバース コープ等)等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場の舗装等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
太陽光発電業	ソーラーパネル、造作工事、架台、蓄電装置、変電・送電設備等
その他	アスファルト等舗装工事、建物付帯設備(家屋の評価に含まれていないもの)、美術品(取得価額が 100 万円未満のもの)等

(4) 申告の対象とならない資産

- ①土地や家屋として固定資産税が課されるもの
- ②自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
 - (例) 小型特殊車両に当てはまり、軽自動車のナンバーを取得可能なもの
- ③無形固定資産(例:ソフトウェア、特許権、実用新案権等)
- ④棚卸資産(商品、貯蔵品等)

- ⑤耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上、固定 資産として計上していないもの
- ⑥取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上、3年間で一括償却しているもの

2. 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

地方税法第383条の規定により、<u>令和6年1月1日現在で石岡市内に償却資産を所有している方</u>は、石岡市長宛に**償却資産の所有状況を申告していただく義務があります**。

なお、下記①~③に該当する方も申告が必要ですので、必ず申告をしてください。

- ①前年中に資産の増減がなかった方
- ②該当資産がない方
- ③廃業・転出等の事由により前年中に所有していた資産がなくなった方
- ※正当な理由がなく申告をしなかった場合には、地方税法第386条及び石岡市税条例第75条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金に処されることがあります。

(2) 申告の方法と必要書類

前年中(令和5年1月2日から令和6年1月1日まで)に増減のあった資産を申告してください。 なお、前年より前に増減した資産の申告漏れが判明した場合は、その分も併せて申告する必要があ ります。申告漏れ資産を記載するときは、種類別明細書右端の摘要欄に「申告漏れ」と記入し、併 せて取得(減少)年月を記入してください。また、過年度分の修正申告書も併せて提出してください。

1. 一般様式(当市の様式)で申告される方 【市役所窓口に持参・郵送】

			種類別	明細書	記入方法等	
	申請区分	申告書	增加資産・ 全資産用	減少資産用		
	初めての申告	0	0			
_	増加資産あり	0	0		前年中増加した資産	
般様式(市の様式)	減少資産あり	0		0	前年中減少した資産	
	増減なし	0			申告書の 19 欄「異動無」にO をつけてください。	
	該当資産なし	0			申告書の 18 欄「資産無」にO をつけてください。	
	廃業・ 市外への移転	0			申告書の 20 欄(備考)に、廃業 等年月日を記入してください。	

※昨年度に一般様式で申告された方には、以下の書類を送付しております。

- ①償却資産申告書(提出用・控用)
- ②種類別明細書(増加資産・全資産用)※課税台帳に登録されている資産が印字されたもの
- ③種類別明細書(増加資産・全資産用)※白紙
- 4種類別明細書(減少資産用)

課税台帳に登録されている資産が印字された「種類別明細書」により資産の異動について ご確認いただき、上記表で該当する書類提出してください。

2. 企業電算方式にて申告される方【市役所窓口に持参・郵送】

			種類別	明細書		
	申請区分	申告書	增加資産・ 全資産用	減少資産用	記入方法等	
	初めての申告	0	0			
企	増加資産あり	0	0		資産の増減の有無に関わらず、 「増加資産・全資産用」の明細	
業	減少資産あり	0	0	0	「増加負産・主負産用」の明神 書を提出してください。	
電	増減なし	0	0		acked to the con-	
算	該当資産なし	0			申請書の備考欄に「該当資産な	
方	成当真座なり)			し」と記入してください。	
式	廃業・				申請書の備考欄に、廃業等年月	
	市外への移転	市外への移転			日を記入してください。	

3. 電子申告(eLTAX)により申告される方

石岡市では、電子申告サービス「eLTAX」による申告を受け付けています。詳しくは「eLTAX」ホームページをご覧ください。

◇eLTAX ホームページ: https://www.eltax.lta.go.jp

◇ヘルプデスク TLO570-081459

(つながらない場合は TeLO3-5521-0019)

※9:00~17:00 土日祝・年末年始(12/29~1/3)を除く

3. 償却資産の評価及び課税について

(1) 評価額の計算方法

申告された償却資産について、取得時期、取得価額、耐用年数に基づいて、一品ごとに評価額を算出します。算出方法は以下の通りです。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産			
取得価額 × <u>減価残存率</u> {1-(減価率÷2)}	前年度評価額 × <u>減価残存率</u>			

※評価額の最低限度額は「取得価格×5%」で、それより下がることはありません。

【令和5年度償却資産申告の際の計算例】

エアコン(耐用年数6年)の場合・・・

取得時期	取得価額	評価額計算式
令和5年【前年中】	250,000円	250,000×0.840=210,000円
令和4年【前年前】	250,000円	前年度評価額が 210,000 円の場合 210,000×0.681=143,010 円

(2) 税額の計算方法

課税標準	·····································	税率	=	税額
(1,000 円未満	請切捨て)	(1.4%)		(100 円未満切捨)

毎年1月1日における償却資産の価額(評価額)の合計額が、課税標準額となります。 税額を計算するときは、同一の方が所有している固定資産(土地や家屋をお持ちの場合はそれら を含む)の課税標準額を合計して計算します。

(3) 免税点

償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。<u>ただし、</u> <u>償却資産の申告は必要ですので、ご注意ください。</u>

(4) 課税標準の特例について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定により課税標準の特例の適用を受ける資産を取得された方は、特例に該当することが確認できる書類を添付の上、特例申告書を提出してください。

※特例申告書が必要な場合は電話で直接請求していただくか、石岡市ホームページからダウンロードしてお使いください。

【関連書類掲載先】石岡市ホームページのトップページから、下記のとおり進んでください

くらし・手続 〉 税金 〉 固定資産税 かかまち特例による特例措置



(5) 実地調査について

地方税法第353条及び第408条の規定により、資産税担当職員が償却資産の実地調査を行うことがあります。申告内容の確認のため必要な帳簿類や参考資料の提出をお願いした際には、ご協力をお願いいたします。

(6) 過年度への遡及について

申告内容の修正や申告漏れ等により賦課決定した場合には、その年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。そのため、<u>申告内容により追徴または還付</u>になることがあります(地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年度分)。

4. 申告書の書き方

(1) 償却資産申告書の書き方

あらかじめ印字されている内容に変更等がある場合は、その箇所を二重線で消し、余白に正しい内容を記載してください。



1 住所

法人の場合は、本店の所在地を記載してください。 電話番号は、必ず記載してください。

2 氏名

法人の場合は法人名称と代表者氏名、個人の場合は事業主名を記載してください。

3 個人番号又は法人番号

個人の方は 12 桁の個人番号を、法人については 13 桁の法人番号を 右詰めで記載してください。

4 事業種目

事業の種目を具体的に記載してください。また、法人の場合は資本金又は出資金を記載してください。

5 事業開始年月

事業開始年月(法人設立年月)を記載してください。

6 応答者

申告の内容について応答される方を記載してください。

7 税理士

申告の内容について担当される税理士名を記載してください。

8~14 該当する方を〇で囲んでください。

増加償却の届出が有の場合は、「増加償却届出」の写しを添付してください。

非課税該当資産及び課税標準の特例資産について適用のある方は、非課税又は特例に該当することが確認できる書類の写しを添付してください。

15 事業所等の所在地

石岡市における事業所等資産の所在地を記載してください。

16 借用資産

該当する方を〇で囲んでください。借用資産がある場合には、貸主の名称等を記載してください。

- 17 該当する方を〇で囲んでください。
- 18 償却資産をお持ちでない場合は〇で囲んでください。
- 19 償却資産の増減がない場合は〇で囲んでください。

20 備考

廃業や解散等した場合は、その旨と年月日を記載してください。 また、各種添付書類、廃業等による資産の譲渡先、住所移転など、参考となるべき事項を記載してください。

21 前年前に取得したもの

現在登録のある資産の取得価額を種類ごとに合計して出力してあります。

22 前年中に減少したもの

前年中(令和5年1月2日から令和6年1月1日まで)に減少した 資産の取得価額を種類ごとに合計して記載してください。

23 前年中に取得したもの

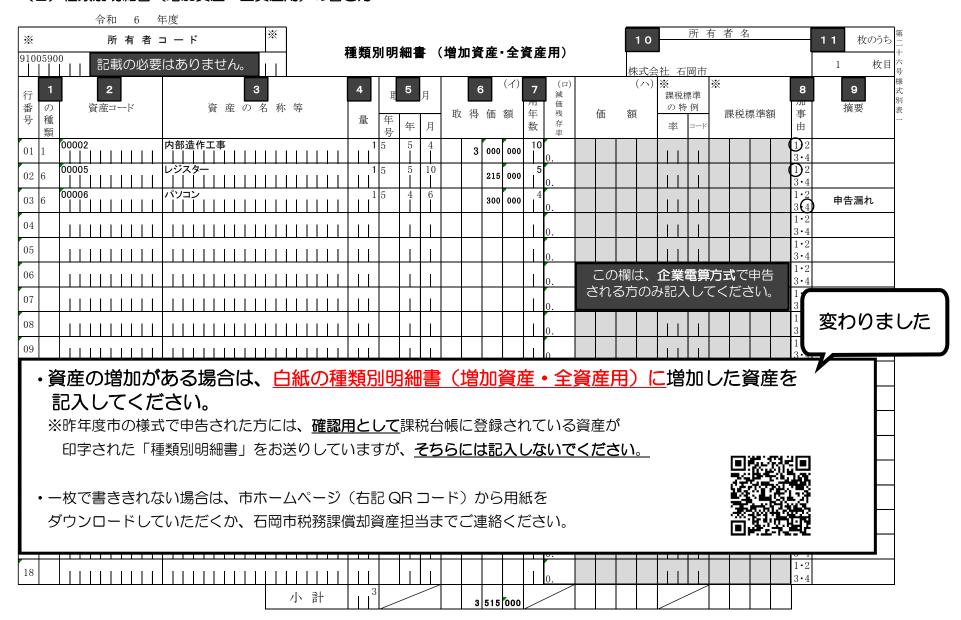
前年中(令和5年1月2日から令和6年1月1日まで)に取得した 資産の取得価額を種類ごとに合計して記載してください。

申告漏れ等で令和5年1月1日以前に取得した資産を今回初めて申告する場合は、この欄に記載してください。

24 取得価額の合計

21~23 までの計を記載してください。

(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方



1 資産の種類

該当する資産の種類の番号(1. 構築物、2. 機械及び装置、3. 船舶、4. 航空機、5. 車両及び運搬具、6. 工具・器具及び備品)を記載してください。

2 資産コード

資産の種類ごとに「00001」から始まる5桁の通し番号を左詰めで記載してください。

3 資産の名称等

資産の名称及び規格等を記載してください。 名称の長いものは、簡略化して記載してください。

4 数量

資産の数量を記載してください。

5 取得年月日

年号は、明治=1、大正=2、昭和=3、平成=4、令和=5 と記載してください。

6 取得価額

当該資産の取得価額を記載してください。

取得価額とは、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該 償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付 費その他当該償却資産を事業の用に供するための費用を含む。)です。

- ※消費税については、税込経理方式を選択されている場合は取得価額に含めてください。
- ※圧縮記帳については、償却資産の評価上<u>認められておりません</u>ので 当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

7 耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 1、別表第 2、別表第 5 及び別表第 6 に掲げる耐用年数を記載してください。

なお、中古資産について、見積耐用年数による場合はその耐用年数を、 国税局長の承認を得て短縮耐用年数による場合はその耐用年数を記載してください。

※短縮耐用年数を適用している場合は必ず「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。

8 増加事由

該当する事由(1.新品取得、2.中古品取得、3.企業内移動による受入れ、4.その他)をOで囲んでください。

4の場合は、摘要欄に具体的な事由(申告漏れ等)を記載してください。

9 摘要

当該資産について、次の事項を記載してください。

- (1) 課税標準の特例がある資産については、その適用条項 (例: 法第349条の3第1項)
- (2) 割賦販売資産等法第 342 条第 3 項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等
- (3) 耐用年数の変更がある場合については、その旨の表示
- (4) 短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
- (5) 増加償却を行っている資産については、その旨の表示
- (6) その他当該資産の価格の決定に当たって必要な事項
- (7) 資産を廃棄した場合は、年月及び廃棄理由

10 所有者名

印字されている内容と違う場合のみ記載してください。

11 枚数

種類別明細書の枚数と、そのうちの何枚目かを記載してください。

(3) 種類別明細書(減少資産用)の書き方



【注意】

令和5年度申告までは、印字された種類別明細書(増加資産・全資産用)に二重線を引くことで減少資産明細の代わりとしていましたが、今年度からは、減少資産がある場合は「種類別明細書 (減少資産用)」の提出が必要となります。

1~7

令和5年度申告時の課税台帳に登録されている資産の内容をそのまま転記してください。

8 減少の事由及び区分

該当する事由(1. 売却、2. 滅失、3. 移動、4. その他)と区分(1. 全部、2. 一部)を〇で囲んでください。

9 摘要

事由に応じて移動先や売却先、滅失の年月日等を記入してください。

数量が2以上ある資産の一部を減少させる場合は、減少した分の資産の数や取得価格を記入してください。

10 所有者名

印字されている内容と違う場合のみ記載してください。

11 枚数

種類別明細書の枚数と、そのうちの何枚目かを記載してください。

計 3 660,000

5. マイナンバーの記載について

平成 28 年 1 月のマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の導入に伴い、償却資産申告書(第 26 号様式)にマイナンバー(個人番号・法人番号)の記載欄が設けられました。

手引(本書)の6~7ページの申告書の記載例を参考に、個人の方は12桁の個人番号を、法人については13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

(1) 本人確認資料の添付について

個人番号の記載した申告書を提出していただく場合、マイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)に定める本人確認が必要となります。本人確認には「番号確認」と「身元確認」があり、それぞれの確認に必要な資料の写し(コピー)を申告書に添付していただくようお願いいたします。

なお、<u>法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合は、本人確認資料の添付は不要で</u> <u>す</u>。

①本人が申告書を提出する場合

番号確認資料、身元確認資料をそれぞれ1種類ずつ



②代理人が申告書を提出する場合

番号確認資料、身元確認資料及び代理権限確認資料をそれぞれ1種類ずつ

番号確認資料	身元確認資料	代理権確認資料
申告者本人の	代理人の	【税理士の場合】
①個人番号カード(裏面の番号の	①個人番号カード(表面の顔写真	税務代理権限証書
記載がある面)	がある面)	【任意代理の場合】
②通知カード	②運転免許証	委任状 等
③住民票(個人番号の記載がある	③パスポート 等	
もの) 等		

6. 国税(法人税・所得税)との主な相違点

項目	地方税(固定資産税)	国税(法人税•所得税)		
償却計算の基準日	暦年(賦課期日1月1日)	事業年度(決算期)		
減価償却の方法	原則として定率法	○定額法・定率法の選択制 ・定率法を選択した場合 平成 19年4月1日以降に取 得された資産は「定率法(250% 定率法)を適用」 ・定率法を選択した場合 平成 24年4月1日以降に取 得された資産は「定率法(200% 定率法)を適用」		
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却		
圧縮記帳	認められません。	認められます。		
特別償却•割増償却	認められません。	認められます。		
増加償却	認められます。	認められます。		
評価額の最低限度	取得価額の 100 分の 5	備忘価額(1円)まで		
改良費 (資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良 費を区分して評価)	原則区分評価		
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産)	損金算入したものは課税対象外	損金算入が可能 (法人税法施行令第133条又は 所得税法施行令第138条)		
一括 償 却 資 産 (取得価額が 20 万円未満の減価償 却資産)	損金算入したものは課税対象外	3年間で損金算入が可能 (法人税法施行令第133条の2 又は所得税法施行令第139条)		
中小企業者等の少額減価償却の損金算入の特例	課税対象になります。	損金算入が可能 (租税特別措置法第 28 条の 2 又は同法第 67 条の 5)		

7. 償却資産申告 Q&A

◇償却資産申告について

Q1 なぜ償却資産の申告が必要なのですか?

A1 行政側からは償却資産の所有者や資産の内容を把握することができないため、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有資産の内容について、償却資産の所有者が、その資産が所在する市区町村に申告しなければならないこととなっています。

Q2 税務署に確定申告をしていますが、市役所にも申告が必要ですか?

- **A2 必要です**。以下のとおり、確定申告と償却資産申告は全く違う申告なので、確定申告を していても、市へ償却資産申告をする必要があります。
 - ○確 定 申 告 →国税の計算するため、税務署に申告するもの
 - **○償却資産申告** →**固定資産税**(地方税)の計算をするため、市区町村に申告するもの
- Q3 申告対象資産がなくても申告が必要ですか?
- A3 必要です。申告書右下「18 欄」の「資産無」を〇で囲み、提出してください。種類別明細書を提出する必要はありません。
- Q4 資産の増減がなくても申告は必要ですか?
- A4 必要です。申告書右下「19 欄」の「異動無」を〇で囲み、提出してください。**種類別明細書を提出する必要はありません。**
- Q5 事業を休業しました。償却資産の申告は必要ですか?
- A5 必要です。資産が事業の用に供する目的で所有されており、かつ、使用できる状態にあれば申告の対象となります。したがって、遊休資産や未稼働資産についても申告の対象となり、休業中であっても申告が必要となりますので、申告書右下「20.備考欄」に、「休業中」と書いて提出してください。事業を再開または廃業された場合は、その申告年度に改めてその旨を申告してください。
- Q6 免税点未満でも申告は必要ですか?
- A6 必要です。償却資産の課税標準額が150万円を下回る場合は、免税点未満として課税対象 外となりますが、課税標準額は提出された償却資産申告書をもとに決定します。課税標準額 を計算して150万円を下回った場合でも、必ず申告してください。
- Q7 年の途中で廃業しましたが、申告は必要ですか?
- **A7** 必要です。申告書右下「20.備考欄」に、「廃業:〇年〇月〇日」と記入して提出してください。

- Q8 会社の決算期にあわせて、償却資産を申告したいのですが、期日を過ぎても よいですか?
- A8 会社の決算時期にかかわらず、法定申告期限(1月31日(休日の場合は翌業務日))までに 申告してください。

地方税法第383条の規定により、賦課期日(1月1日)現在の償却資産の所有状況を、 法定申告期限(1月31日)までに申告をする必要があります。決算事務等で新たに資産の 異動が判明した場合は、修正申告を提出してください。

- Q9 提出した申告内容に誤りがあった場合、どのように申告したらよいですか?
- **A9 修正申告を提出してください。**過年度申告した内容に誤りがあった場合は、過年度分の修正申告も併せて提出してください。
- Q10 所有者死亡のため相続した資産は、どのように申告したらよいですか?
- A10 相続人の名前で申告してください。申告書の所有者の欄に相続人の住所・氏名を、申告書 右下「20.備考欄」に亡くなった方(被相続人)の氏名と相続した年月を記入し、提出し てください。
- Q11 法人が合併した場合、どのように申告すればいいですか?
- A11 合併法人・被合併法人のどちらからも申告が必要です。

合併法人は、被合併法人から継承した資産を増加資産として明細に記載し、申告書右下「20.備考欄」に、合併した年月日と被合併法人名を記入し、申告してください。 被合併法人は、合併法人に継承した資産を減少資産として明細に記載し、申告書右下「20.備考欄」に、合併した年月日と合併法人名を記入し、申告してください。

- Q12 1月1日時点で存在している法人で、年内に清算結了をして所有する償却資産 がすべてなくなる場合、どのように申告すればいいですか?
- A12 翌年度に減少申告を提出してください。清算人等がおらず翌年度に申告をするのが難しい 場合は、申告書の備考欄に経緯や解散となった日、清算結了した日を記入のうえ、現年度 の修正申告書を提出してください。

◇申告対象資産について

- Q13 現在使用していない資産についても申告が必要ですか?
- A13 必要です。その資産が事業の用に供する目的で所有されており、かつ、使用できる状態にあれば申告の対象となります。したがって、遊休資産や未稼働資産についても申告の対象となります。ただし、現在使用されておらず、将来も使用する見込みがないまま廃棄同様の状態にある資産や、税務会計上有姿除却しているもの(用途廃止資産)であれば、申告の対象にはなりません。

Q14 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産も申告が必要ですか?

- A14 必要です。償却済みになった資産でも、その資産が事業に使用できる状態であれば申告の対象となります。固定資産税では、そのような場合でも取得価額の5%が評価額の最低限度額として残ります。
- Q15 減価償却をしていない資産についても申告が必要ですか?
- A15 必要です。減価償却をしていない資産(簿外資産)でも、その資産が事業の用に供する 目的で所有されており、かつ、使用できる状態にあれば申告の対象となります。
- Q16 事業用と家庭用の両方で使っている資産は、償却資産申告の対象ですか? 課税標準額は按分されますか?
- A16 申告の対象です。家庭で使用していても、その資産を事業に使用している場合は、家庭と 事業で使用する割合に関係なく、償却資産に該当します。また、課税標準額を使用割合で 按分することはできませんので、その取得価額の全額を申告していただく必要があります。
- Q17 会社の福利厚生施設の設備・備品なども償却資産の対象となりますか?
- A17 対象となります。福利厚生用の資産は、本来の事業の用に直接供されてはいませんが、 事業を行うために必要なものとして申告の対象となります。
- Q18 取得価額に消費税は含まれますか?
- A18 税務会計上、採用している経理方式によります。税込経理を採用している場合は、消費税 を含めた取得価額を、税抜経理を採用している場合は消費税を含めない取得価額を申告し てください。
- Q19 共同住宅や貸駐車場を所有している場合、どのようなものが償却資産となりますか?
- A19 次のような資産が償却資産の対象となります。

【共同住宅】

駐車場の舗装、塀・フェンス、緑化設備、看板、外灯、駐輪場、ゴミ置き場、物置、 受変電設備、太陽光発電設備(屋根材一体型のものを除く)、郵便受け、宅配ボックス、 防犯カメラ など

【駐車場】

アスファルト舗装、白線、車止め、フェンス、外灯、防犯カメラ、看板 など

【参考】

減価残存率表

	減価残存率			減価列	 表存率		減価を	浅存率
耐用	前年中取得	前年前取得	耐用	前年中取得	前年前取得	耐用	前年中取得	前年前取得
年数	の も の A	の も の B	年数	の も の A	の も の B	年数	の も の A	の も の B
_			21	0. 948	0, 896	41	0. 972	0, 945
2	0, 658	0. 316	22	0. 950	0. 901	42	0. 973	0, 947
3	0. 732	0. 464	23	0. 952	0. 905	43	0. 974	0, 948
4	0, 781	0, 562	24	0. 954	0, 908	44	0. 974	0, 949
5	0, 815	0, 631	25	0, 956	0. 912	45	0. 975	0, 950
6	0, 840	0, 681	26	0. 957	0. 915	46	0. 975	0, 951
7	0, 860	0. 720	27	0, 959	0, 918	47	0. 976	0, 952
8	0. 875	0.750	28	0, 960	0, 921	48	0. 976	0, 953
9	0, 887	0. 774	29	0, 962	0. 924	49	0. 977	0, 954
10	0. 897	0. 794	30	0, 963	0, 926	50	0. 977	0, 955
11	0, 905	0. 811	31	0. 964	0, 928	51	0. 978	0, 956
12	0. 912	0, 825	32	0, 965	0. 931	52	0. 978	0, 957
13	0. 919	0, 838	33	0, 966	0, 933	53	0. 978	0, 957
14	0. 924	0. 848	34	0. 967	0. 934	54	0. 979	0, 958
15	0. 929	0, 858	35	0, 968	0, 936	55	0. 979	0, 959
16	0, 933	0, 866	36	0, 969	0, 938	56	0, 980	0, 960
17	0, 936	0. 873	37	0. 970	0. 940	57	0, 980	0, 960
18	0. 940	0. 880	38	0. 970	0. 941	58	0, 980	0, 961
19	0. 943	0, 886	39	0. 971	0. 943	59	0, 981	0, 962
20	0. 945	0. 891	40	0. 972	0. 944	60	0. 981	0, 962

郵送提出時に封筒に貼付けてご利用ください

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市役所財務部税務課 償却資産担当 行